

会中創立前史「若松学校」—はじまりの種子

(1) 中等学校下等科という小世界

歴史上の出来事や人びとから私たちが今日の時点で学ぶためには、想像力を駆使してその時代に自分自身を置いてみることに加えて、当時の状況がある時ある所で一度かぎり起ったものと見なすのではなく、今日でも、あるいは今後も私たちが当面する可能性をもつ「典型的な状況」ではないかと思察の対象にする姿勢が大切なのだと思います。私たちが、母校会津高校の源流をあらためてたしかめる時もそう言えるでしょう。

*

明治6年(1873)まだ戊辰戦争の痕跡が生々しく、しかも斗南からの旧藩士の帰還が相次いでいたころ、若松県は旧会津藩家老小原内記邸跡(現在の鶴城小学校校地内)に中学校を設けました。前年に明治政府が国民皆学、教育の機会均等を目的に「学制」(全国統一の学校制度)を発して、国民に近代自然科学や西洋思想を新しく学ばせようとした政策に従ったのです。

(特定の校名はなく、『文部省年報』でも単に中学校と記されたり、「外国語学校」「若松学校」などとあったりしますが、本稿では紛らわしさを避けて「若松学校」に統一します。)



「若松学校」は、「学制」で定めた学校種でいえば中等学校下等科に属し、「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教フル所」で、原則は14歳で入学した生徒が3か年の在学期間中にやがて中等学校上等科や高等教育の専門学科で学ぶために必要な幅広い基礎学力—国語学、数学、習字、地学、史学、外国語学、理学、画学、古言学、幾何学、記簿法、博物学、化学、修身学、測量楽、奏学(当分欠)の16科目を修得する施設でした。教育課程を8級に分け、毎級4か月半の履修後試験に合格すれば昇級させました。しかし、現実には教材や教員を規定通り確保することができず、変則的な教育課程の承認を受けて開学しました。

それでも「若松学校」は近代的中等教育の場としての要件をいくつか備えていました。

まず身分や男女の別なく、希望する者は誰でも入学が許されました。藩鬻日新館の厳しい入学規制を思えば、中学校の開設は若者たちにとっては新しい小世界の出現だったといえます。一昔前なら学問は限られた階層のものでしたが、「若松学校」では多種多様な出自の若者たちが「学而時習之、不亦説乎(学んで時に之を習う、また説よろこばしからずや)」を理想に掲げて切磋琢磨できたのです。

しかもこの小世界では、学びの自由と同じほどにその周辺の日常に自由がありました。もちろん学校(県)が厳しいルールを設け、社会、家庭では藩政期からの規範が続く中でこのことです。十代の若者の内面からは「学び」の意欲だけではなく、生きようとする欲望が次つぎと湧いてきて、それらを抑えきることはできませんでした。同級生との他愛のないおしゃべり、果てしない議論、突然の殴り合いと和解。異性へのあこがれ。海へ向かう徒歩旅行計画などなど。やがて人びとは青春時代に自分が自立していく物語としてそれらを語るのです。設立2年目(明治7年)若松県が文部省に上げた報告書によれば新しい小世界には、男子91名、女子3名合計94名の生徒が在籍していました。

とは言え、生徒の多くは旧藩士の子弟でした。これは当時の若松県の状況を知れば納得できることです。県令など(かつて西軍を率いた人びとです)は中央政府におもねる一方、県民に対しては強権的にあるいは恵与的に、酷薄な政策を実施しましたから、地方経済も人心も疲弊し、閉塞感がただよっていました。その若松県に斗南から旧藩士が次つぎと帰還していたのです。明治4年7月の廃藩置県により旧藩主が東京に移住し、さらに同年9月弘前県などとの合併で斗南県が消滅すると彼らの帰郷はとめどなく続いて、明治7年末までに1万人余りが戻りました。斗南で挫折した本来知識階級に属する人々が、「若松学校」に子弟の教育を委ね、生きにくい時代を生き抜く力を備えさせようと期待したのは自然な成り行

きでした。

二つ目の要件です。生徒に近代自然科学や西洋思想から学ばせたい文部省の意に即して「若松学校」が「学びのエリア」を広く設けたことは、近代的中等教育の場である要件を充たすもので—それが底の浅いものであったとしても、生徒たちに新鮮な情報をもたらし、「学び」の意欲を喚起して彼らの進路に影響を与えました。

若松県は「若松学校」に「日^{ゼルマン}耳曼人フアルム」という英語教師を招いています。文部省の意向が働いた異例の人事です。彼の授業（生徒に直接英語で語りかけました）がどのような内容であったかを伝える資料は残っていません。しかし生徒にとっては、フアルム氏のはるばる若松に来て、勤務すること自体が刺激的で、新時代における英語の重要性を察し、励んで学んだのですから大きな効果を上げたと言えましょう。

生徒たちはフアルム氏の授業以外でも新しい情報に触れました。例えば修身の授業で用いたS.スマイルズ著中村正直訳『西国立志編』の冒頭には「天はみずから助くる者を助く」（Heaven help those who help themselves.）が出てきます。将来はまだ見えず、それでも学ぶ生徒が自身を叱咤激励するとき、この格言は心の支えになりました。

理学で用いた^{むらまつりょうすく}邨松良肅著『登高自卑』は自然科学入門書ですが、そこでは実験の仕方が引力、張力、圧力、氣孔、音響などの原理を知る手段として簡明にしかも挿絵つきで説明されています。生徒の自然科学への興味関心がみるみる高まりました。

しかし級が進むにつれ、生徒と保護者は決して妥協できない現実と直面することになります。

教師たちが教科の深い知識、程度の高い指導技術を身につけていなかったようです。

明治8年の文部省年報に「若松学校」に関する次のような巡視官報告が載りました。

「精良ノ教員ヲ聘スルニ非ルヨリハ学事ノ進暢俄二期ス可カラサラントス英学ハ従前ノ挙ヲ接続シ今日ニ至ルト雖モ進級生多クハ新潟英語学校ニ遊学シ其留リ県下ニ在ル者僅カニ八九名萎靡振ハス中廢不挙ノ兆アリ」。

力のある教員を確保していないので教育内容の改善はすぐには期待できない。英語は以前の優れた指導が現在も行われているのだが、進級予定の生徒の多くが（中等学校上等科や高等教育の専門学科への進学指導が充実している）官立新潟英語学校に留学してしまい、（生徒の小世界が崩れて）若松県内に残ったわずか8、9名の者もしょんぼりして元気がな

く、学校の存続が危ぶまれる状況にある、というのです。

ところが若松県はこの状況の改善を図りませんでした。

「精良ノ教員」を配置することは難しかったのでしょうか、そうではありません。少なくとも数学、習字、古言学に関しては地元で優れた教師候補がおり、理学、博物学、化学なども文部省に依頼すれば少壮の教師を招くことができたはずで

す。財源が足りなかったわけでもありません。若松県は「若松学校」設立時に県民からの献納金を求めるなどして十分過ぎる人件費や施設管理費を貯えていました。あえて怠ったのです（この件については項を改めて述べます）。

若松県が「若松学校」の「学事ノ進暢」を図らない背景には、文部省の重点施策の転換がありました。明治政府は地方に対して小学校の就学率向上と小学校教員の大増員を奨励していたのです。若松県も「若松学校」の窮状を改善するのではなく、生徒が激減した施設に若松県養成学校（修業期間6か月の小学校教員養成所。定員30名。生徒には月2円学資が支給されました）を併設しました。その姿勢は明治9年8月成立の新福島県（若松、福島、磐前の3県が合併します）に引き継がれて、県は福島第二号師範学校（修業期間1年）を開設するために9年末「若松学校」を廃止し、その施設・設備を師範学校に転用したのです。さらに師範学校や他の中等学校下等科受験者の学力補充を行う、小学校上等科レベルの「若松予科学校」（2年制）を師範学校内に置きました。

この転換は、いかにも時代の流れに即した妥当な施策のように思われますが、会津再生を願う立場に立てば、中等学校下等科の廃止は痛恨の出来事であったと言えるでしょう。現実を冷静に見れば小学校卒業者は着実に増え続けており、学びの継続を願う子どもたちの受け皿になる学び舎がむしろ必要になっていました。会津地方が高等教育の専門学科への進学を志望する若者を自前で養う場を奪う施策は、中学校という小世界で生徒たちが味わうはずの伸びやかな日常をも奪ったのです。

(2) 神に祀られた人

西忠義は「若松学校」で学んだ一人でした。



北海道浦河町から帯広市へ続く国道236号線は、海岸線をしばらく行って左に折れると、日高幌別川の右岸に広がる牧草地帯を切り裂くように北へ向かい、両側に牧舎やサイロが点在する光景が続きます。牧草地帯の北半分はJRA（日本中央競馬会）の競走馬の育成を行う日高育成牧場が占め、そこへの引き込み道路が始まる辺り、あるいは草を食みあるいは疾駆する若駒たちが遠くに見えかくれる森の中に西舎神社が立ち、西忠義大人在祭神の一柱として祀られています。

西は明治34年（1901）浦河支庁長に就任し、以来9年間に渡り国営日高種馬牧場の誘致、道路橋梁の整備、学校教育の充実、日高昆布の商品化など地方創生に尽力しました。昭和7年（1932）日高実業協会と日高町村会がその「日高開発の恩人」一原風景の創造者として祀ります（当初の社は別の場所にありました）。西が存命中のことです。

西忠義のものの考え方の真髄には儒学思想があり、松平容保公への忠誠と母親への孝養を絶対的な行動指針にしていました。その想いを地方官僚としての最善の仕事—地方住民の安全で豊かな生活を目ざす施策を練り、実現することによって示したい。献身とでもいうべき努力を重ねる西支庁長の生き方に、日高の人びとは常人を超えた稀なる存在を見たのでしょう。

西は安政3年（1856）生れの旧藩士。戊辰戦争で二人の兄を失って家督を継ぎ、戦後は若松周辺の農村で母親と肩を寄せ合うように生きていました。明治2年（1869）11月斗南藩が立つと、翌3年10月西も斗南移住を命じられますが、母親が大病で伏して会津残留となり、藩営の飯寺幼学校や小山学校に通い、その学問上達が認められて4年5月

斗南藩生産方七日町出張所に勤めます。しかし7月廃藩置県となり、西の伝記（『西忠義翁徳行録』）によれば、会津残留の旧藩士たちは若松町会所に集められ、「賊軍朝敵を官吏にはできない、商売をやれ」と申し渡されたといえます。西少年の七日町出張所から若松県への異動は許されず、この時期に族籍を平民に変えたと思われます。

伝記には、その後明治5年3月「若松県中学予備校」に入学し、8年3月まで在学したとありますが、前段は明治6年「若松学校」入学の誤りでしょう。「若松学校」に入学したのは高等教育を施す学校に進学する資格を得るためですが、授業内容は当てにできなかったのか、入学と同時に元藩鬻日新館教授の儒者橋爪助次郎の門下生となり、また会津第一の書家と称された佐瀬得所に入門します。さらにこの頃米沢、山形、酒田、新潟地方へ、次いで東京へ旅行して見聞を広めています。苦境をものともせず、ゆうゆうと生きていくたくましさには恐れ入るばかりです。

明治7年2月官立新潟師範学校（東京師範学校と同格。給費制度がありました）が設置されると、「若松学校」卒業後そこに進み教師となる志を立てます。ところが同年8月西の英才ぶりを聴いた若松県が、退学し県吏として勤めるよう命じます。会津人をあなどる理不尽な仕打ちです。途方に暮れる西を見かねた師の橋爪助次郎が「早く職を得て母親を安心させるべきだ。君ならば勉強は仕事をしながらできる」と忠告し、8年3月西は志を変えます。稀代の地方官僚の誕生エピソードです。

明治10年西は（3県合併に伴って福島県官吏になっています）その能力を存分に発揮する仕事に出会います。当時高まっていた公議世論、地方自治を求める声―世論を県政に反映させるべきだという要望を入れて、福島県は全国に先駆けて県議会を開催することになり、西はその制度・規則を決める福島県会開催議事に県側議員として選ばれ（席次は32番、49番に河野広中がいました）、以後明治22年（1889）警視庁に出向するまで福島県の県議会制度を行政側から支え続けます。

明治17年（1884）西忠義は福島県庁の中核にいて、私たちの母校の原型ともいえるべき福島県立若松中学校の新設に深く関わります。松方デフレが底止まりの状況下、この年1月文部省は中学校通則を発して各府県に中学校の設立をうながしました。当初福島県は県北に1校のみ設置する予算案を組みますが、会津、平などからも設置希望の手が挙がり、それに応じて原案が修正されます。県議会で修正案の趣旨説明を行った西です。「県政は公平

であるべきで、地方の課題解決を求める声が議会の多数に反映しているならば、県は財政上の困難を理由にせず、それに取り組む」と述べます。聡明な西は、若者の夢を育むという中学校のダイナミックな営みが地域の活性化に及ぼす影響を承知しており、地域社会の仕組みの中に組み込んでいくチャンスを見逃しませんでした。

北海道に渡る10年以上前、彼はすでに新しい視点からの地方創生を故郷会津で試みていたのです。「若松学校」廃止から10年も経っていません（若松中学校設置・廃止の経緯については後に詳しく述べる予定です）。

(3) 「志あるもの」の想い

明治6年(1873)、「学制」初年度文部省は全国に256の中学校を配置しようとした。しかし配置できたのは公私立を合せても20校にすぎず、「若松学校」はその中の1校でした。

かつての封建教学の聖地に他県に先駆けて近代的中等教育学校が出現したことになります。明治政府が外国人教員の給料を負担してまで若松県に「若松学校」の設置を勧めた意図は、「学制」の序文にある「人能く其才のあるところに応じ勉励してこれに従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌さかんにするを得べし」(傍線は筆者が引きました。以下も同じです)という論理を新しい時代の常識として普及させるところにありました。それゆえに旧藩の遺風を一掃しようとするシビアな占領地支配の一環でもあったのです。

*

明治6年二月三日若松県令わしのおたかつむ鷺尾隆聚は次のような布達を出します(原文のカタカナをひらがなにするなど読みやすくしました。以下に用いる資料に関しても同様です)。

今般当県下において中学校一ヶ所設立いたし、追々外国教師を雇入れ、管内一般の人民(華士族農工商及婦女子)各其望に任せ広く諸學術(普通の学科及諸工芸)を教授せしむべく候。就ては其諸費之儀は年々管内一般より取立るべくは至当之事ニ候得共、篤と勘考するに中学校之儀は土地繁栄人民智達せしむる大美事を起こすところなれば、苟も志あるもの奮発尽力するは実に此時にあるべし。然れば今度限り各志を以て出金し、これを資本となし其息子を以て永年の諸費に宛てれば長久の良法にして亦其恩恵を無窮に蒙らしむべし。又志なきものと雖能く教諭を加ふればかかる美事を起こすを傍観するの理あらんや。

要するに、本来なら中学校に関する経費は一般住民から毎年諸経費を徴収するところだが、それでは加重負担になるだろうから、地方の経済振興・教育発展を望む「志あるもの」に今回限りの寄附金を出してもらい、学校運営の基本財産を造り、その利子を今後の諸経費に充てることにしたい、ということです。

「学制」の厳しさは、中学校は中学区の住民が、小学校は小学区の住民が責任を負うことを原則としたところにあります。「民費」(学区内住民から徴収する租税、寄附金・積立

金・受業料等)をもってその学校を運営し、国は委託金を人口1人につき9厘(1万人につき90円)交付する仕組みでした。戦後の会津の経済は極端に不安定で(例えば若松の米相場が1石あたり明治6年1円60銭だったものが翌7年には3円11銭に急騰するなど)一般住民の生活は苦しく、しかも子どもは労働力で、学問は士族や金持ちのものであると考える時代でしたから、「学制」の実行は極めて困難な課題でした。小学校の就学率を上げるために、明治7年、8年には若松県は本来一人月額50銭の受業料を1銭に下げています。

このような状況の中で若松県は上記の布達を出し、第十八中学区(会津郡・大沼郡、人口97、972 耶麻郡、河沼郡等は別の中学区です)に中学校の設置を図りました。

「志あるもの」とは読む者聴く者を心地よくさせる表現です。しかし鷲尾県令は中央政府の強権をちらつかせながらこの巧言を使い、裏面には真に「志あるもの」への阿諛(相手の気に入ることを言って機嫌を取ること)を込めていました。

当時博労町で薬種問屋をしていた旧家に次のような明治6年9月付「中学校^江出金之儀^ニ付願書」が残されています。

一 金三拾円也 今般御管下人民御教育の為、中学校御設立の儀に付き、厚き御尊慮の程感佩奉り候。随いて微小には御坐候共、前書の金高出金仕り度存じ奉り候間、学資御備金の内へ御差加え成り下され置き度、願ひ上げ奉り候

また行仁町の住民6名が連署して、同年2月の内に計150円を寄附した文書も見ることができます。願書の書式はこの資料とまったく同じですから中学区内の「志あるもの」たちが協議し、応分の寄附を行うよう意思統一したのでしょう。

「志あるもの」たちのリーダーは、藩政期に代々検断、名主の職を務めて城下の民政を取り仕切り、戊辰戦後も町政を委ねられていた名望家の豪商たちでした。彼らは明治6年に地方行政制度が改められた後も会津地方の復興再生に強い影響力を及ぼし続けます。

何故に彼らは国・県の収奪とも言える寄附要請に応じたのでしょうか。

長年藩政の末端にあった者たちは、権力者に追従することに慣れており、ためらうことなく新政府にも従ったのだという解釈は会津藩崩壊後の現実を踏まえておらず、彼らを愚弄

するものです。突然地域社会の盛衰を左右する立場に立たされ、主体的な、責任ある行動をとることを求められていたのです。私たちは、彼らが地域共同体の日常生活を束ねる者として誰にとっても公平で都合の好い結論に議論を導く識見と、非常時にあっては率先してことに当たり、負担を厭わない厳しい倫理観を身に付けていたという事実に留意したいものです。

「学制」の教育理念は功利主義の影響を強く受けています。例えば啓蒙思想家福沢諭吉の言葉を借りれば「一身独立して一国独立す」という考え方を踏まえています。その上で序文冒頭に「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌^{さかん}にして以て其の生を遂^{とぐ}るゆゑんのは他なし。身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり」と掲げ、さらに「学問は士人以上の事とし国家の為にすと唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非ざれば学ざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず」と警告しているのです。

この論理に会津の名望家一秀でた私利追求者であった人々が共感したであろうことは容易に想像できます。「一身独立して会津独立す」ではないかと新時代の会津の殖産や道德再興を担う指導者の育成を、すべての若者に門戸を開いた中学校に委ねるために私財を提供したのです。

*

「志あるもの」が出金し、「若松学校」設立・維持の資本に充てられた金銭は後に「献納金並遊芸興業賦金」あるいは「寄附金及浮業賦金」などと称されますが、この節では「寄附金及浮業賦金」に統一して用います。遊芸興業賦金、浮業賦金とは相撲、芝居などの興業を行い、中学校の資本金として納入した利益のことです。

その「寄附金及浮業賦金」の額が予想を超え、明治7年度に5, 314円74銭7厘、明治八年度には6, 494円余に上りました。明治7年度の県内小学校（159校、就学生徒13, 788名、就学率48.7%）を文部省から交付される委託金1, 854円、寄附金1, 756円、県民からの戸数割集金17, 940円総計21, 550円の経費で賄っていた状況を踏まえれば、いかに「若松学校」に対する「志あるもの」の期待が高かったかが察せられます。

さらに驚くべきことに、明治9年3月31日付文部大臣宛『若松縣年報』では次のような報告がなされています。

此金額の内を以其寄贈したる区内に於て学校新築に付拝借願出るあれば貸下其の利子百円に付月一元元金は三カ年据置四カ年目より五ケ年譜返納を定規とす。此法に依り明治八年中利子収入高凡千円余之を中学校教員給料及修繕薪炭油等の維持費に支消す。

学区内の町村が小学校の新築資金を必要とするならば「寄附金及浮業賦金」の内から利子を100円に付き月1円とし、元金3カ年据え置き4カ年目より5カ年賦返納の条件で貸し出すというのです。しかも明治8年度中に1、000円余りの利子収入があり、「若松学校」の教員給料や施設修理代、燃料費などに充てていたのです。この年度の教員数は4名で、給料は500円足らずですから、他の経費を見込んでも財政的には安定した学校経営ができていたということでしょう（授業料も徴収していません）。

それにもかかわらず「若松学校」は廃止になります。初等教育の不振にあわてふためいた文部省が中等教育学校を充実させる施策を先送りすると、中央におもねるばかりの県令らは明治6年2月の鷲尾県令布達など忘れたふりをして、県民が地方再生の期待を込めた中等教育学校づくりを放棄したのです。この経緯は（1）で述べていますが、明治9年末会津の人びとは地元の中学校を失い、その代償に設置されたはずの福島第二号師範学校も同11年3月には廃止されて、小学校教員志望者は福島の師範学校に入学しなければならなくなりました。

*

明治22年（1889）西忠義は警視庁への異動に際して赴任までの猶予を請い、その間に福島県会十年史の編纂を行って『福島縣會沿革誌』（上下2巻）を完成させます。そこには明治12年からの県会活動の要点が原案、討議、決議の順を追って記され、収支決算が年度毎、予算費目別に表記されていて、むしろ資料集と呼ぶべきものです。しかし読み込めば、国会開設以前の最高立法機関の議員に選ばれた（制限選挙でしたが）人々が、県民の声を県の行財政に反映させようとして地方分権・地方自治を求め、中央集権を図る国家施策と鋭く対立していた実態が簡明に描かれており、広い視野と優れた表現力をもって激動の時代の姿を後世に伝えようとした西の意図が明らかになります。

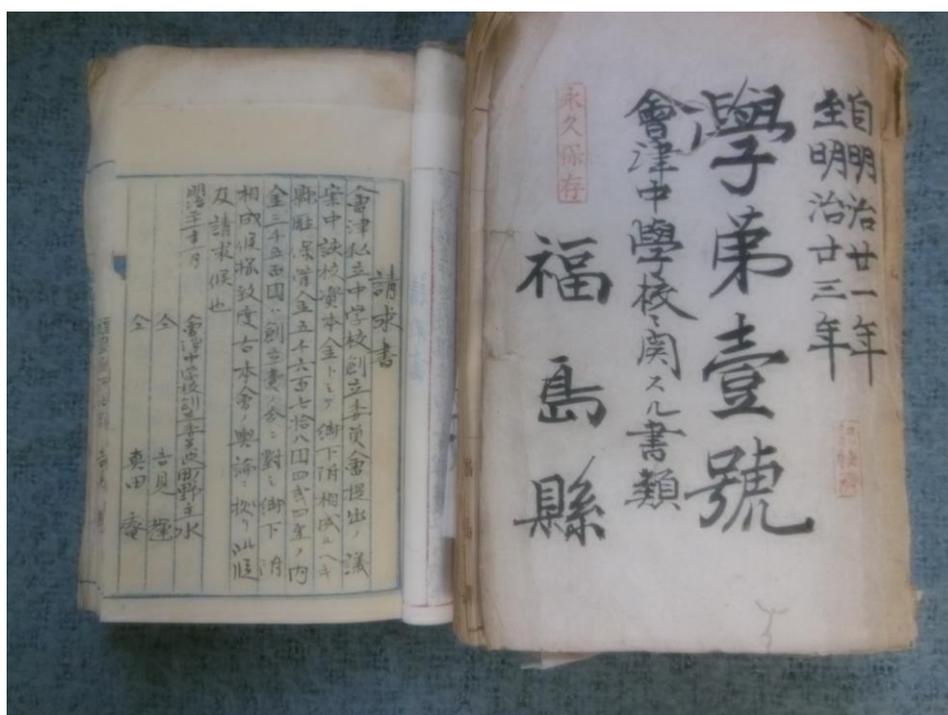
その『福島縣會沿革誌』に2回、かつて「若松学校」の資本金だった「寄附金及浮業賦金」（旧若松県から新福島県に管理が引き継がれていました）が中等教育事案の鍵を握る財源

として登場します。1回目は明治12年度、地方税（県費）負担の中学校を4校新設する決議に触れた節に記されています。「其他ハ舊若松縣引繼ノ献金ノ利子ヲ以テ之ガ經費ニ充テントス」と。2回目は明治14年度、県当局が地方税によって若松職工学校（会津工業高校をイメージしてください）を新設したい、その際「舊中學校資本金ノ利子ヲ併セ」て用いたいと提案する節に記されています。明治10年代前半になっても「寄附金及浮業賦金」は生きていて、会津に中等教育の場を準備する役割を担っていたのです。

当時ようやく小学校就学率が上昇し、卒業生の増加に伴って中等教育を望む声が高まり、時代が福島県に対して中等教育学校の設置を迫っていました（これについては次回で取り上げます）。

西忠義は、かつて「若松学校」の生徒でした。『福島縣會沿革誌』に「寄附金及浮業賦金」の役割を書き記したとき、在学中の「学び」や友との語らいが脳裏に浮かんだことでしょう。そして深い郷土愛と時代の流れを見極める識見とをもって生徒たちの小世界を支えた「志あるもの」たちに改めて敬意をはらったのではないのでしょうか。

西が福島県を去った翌年、明治23年「寄附金及浮業賦金」は最後の役割を果たします。この年の2月17日福島県が私立會津中學校の設置を認可し、それまで県が保管してきた「寄附金及浮業賦金」5,678円は学校に下げ渡され、資本金44,197円の内に組み込まれたのです。



*

「若松学校」・「寄附金及浮業賦金」についてはこれまでの会津高校の歴史では重視されな
いままでした。しかし地域の人びとに育まれてきた母校の歴史を誇りとするならば、戊辰戦
後の「志あるもの」の想いがこもる「若松学校」・「寄附金及浮業賦金」についてもまた語り
継ぐべきなのでしょう。